

諮問番号：令和6年度諮問第1号

答申番号：令和6年度答申第1号

答 申 書

令和7年1月23日

南あわじ市行政不服審査会

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和6年4月12日に南あわじ市長（以下「処分庁」という。）に対して行った審査請求人の実母（以下「実母」という。）の戸籍の附票の写しの交付申請（以下「本件交付申請」という。）に対する処分庁による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第5項において準用する法第12条第6項の規定により戸籍の附票の写しを交付しないこととした処分（以下「本件処分」という。）について、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「DV等」という。）の事実がないにもかかわらずなされたことは違法性があるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

関係書類の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

① 審査請求人は、実母に対する支援措置の申出の根拠となるDV等の相手方になるような行為は行っていないため本件処分の取消しを求める。また、処分庁がDV等の事実確認をせず、当初受付市町村長からの本件支援措置申出の写しの転送を受けたことをもって審査請求人を相手方として行った本件処分に不服がある。

② 審査請求人は、処分庁に対し、当初受付市町村長名等を証拠資料とともに明らかにするよう求めたところ、処分庁は、本件支援措置申出書の写しの当初受付市町村長名にマスキング処理を行い、明らかにしなかった。

当初受付市町村長名を開示しただけでは実母の住所を特定するに至らな

いことは明らかであり、極めて抽象的な可能性のために審査請求人の救済手続を実質的に無効化することは不公平、不合理である。

- ③ 本件処分は、行政手続に不可欠な告知・聴聞の機会が全く提供されていないまま、本件処分が下されており、現在の支援措置手続自体が憲法第 31 条に照らして極めて問題が大きい。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求の趣旨に対する主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張する本件処分の理由

関係書類及び当審査会で実施した口頭意見陳述の内容を総合すると、概ね次のとおりである。

- ① 本件処分は、法及び住民基本台帳事務処理要領について（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事甲第 2671 号・保発第 39 号・庁保発第 22 号・42 食糧業第 2668 号（需給）・自治振第 150 号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）により示達された住民基本台帳事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に則り、支援措置の目的を踏まえて決定したものであり、違法又は不当な点はない。
- ② 本件処分に関する証拠資料として、事務処理要領第 5-10-オに基づく本件支援措置申出書の写しを提出するに当たり、実母の住所等が推測される可能性があるため当初受付市町村長名等は、支援措置の趣旨を踏まえてマスクング処理を行った。
- ③ 本件処分通知において、裁判所より調査嘱託があれば応じることを記載しているため、審査請求人の主張は認められない。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 本件審査請求の争点について

本件の争点は、実母に対して実施された支援措置を前提として行われた本件処分が違法又は不当であるか否かである。

3 審理員意見書の理由

(1) 法に基づく戸籍の附票の写しの交付について

法第 20 条第 1 項は、市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に対し、これらの者に係る戸籍の附票の

写しの交付を請求することを認めるが、同条第5項の規定により準用する第12条第6項は、この請求が「不当な目的によることが明らか」なときは、市町村長はこれを拒むことができる旨規定している。

本件処分においては、実母が事務処理要領第5-10-コ（イ）の支援措置の対象者に当たる場合には、「不当な目的によることが明らか」に該当するとする取扱いを行い、本件処分もその取扱いに従い行われたものである。

(2) 事務処理要領に基づく支援措置について

事務処理要領第5-10は、DV等の行為の相手方が、戸籍の附票の写し等の交付等の制度を不当に利用して、その被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、市町村において実施する支援措置に係る事務について定めている。

その運用を統一的に行う必要から法第31条第1項の規定に基づき国が市町村に対して行うことには合理性が認められるといえる。本件処分においては、法の目的を達成するため、法第31条に基づき、事務処理要領を含む国等からの必要な指導による取扱いに従い行われたものである。

(3) 本件処分は法の規定に基づき行われたものであり、法第32条において、法の規定により市町村長がする処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しないと定められているため、本件処分に係る手続に不備があったとはいえない。

(4) 他に本件処分について、違法性又は不明な点は認められない。

第5 審査庁の意見

本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和6年10月24日 諮問書受理

令和6年11月27日 調査審議

令和7年1月9日 審査庁による口頭意見陳述及び調査審議

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

本件審査請求について、審理員による適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分は、審査請求人が処分庁に対して行った実母の戸籍の附票の写しの

交付申請について、事務処理要領第5-10及び法第20条第5項において準用する法第12条第6項に該当することを理由に不交付の決定をしたものである。

- (2) 住民基本台帳事務における支援措置制度は、DV等の行為の相手方が、住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、それらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として事務処理要領第5-10に規定されているものである。具体的には、市町村長は、申出者が支援措置対象被害者に該当し、かつ、支援の必要性を警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取するなどの方法により確認できたときは、本人の住民票の写しや戸籍の附票の写しについて相手方からの交付請求を拒否するなどの支援措置を講ずるものとされている。

また、支援の必要性を確認した当初受付市町村長からの転送を受けた他の市町村長は、原則、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えないとされている。

- (3) 本件処分の違法性又は不当性について

本件処分に係る支援措置の実施については、本件交付申請に係る対象者が、事務処理要領第5-10-ア-(ア)及び(ウ)に該当するものであること並びに戸籍の附票の写しの交付について、事務処理要領第5-10-コ-(イ)に係る措置を求めていること、また、処分庁が支援の必要性の確認を事務処理要領第5-10-オの方法により実施していることは、本件交付申請に係る対象者の住所地を管轄する地方公共団体の長から当該対象者に係る支援措置が決定されたことが通知され、及び当該対象者に係る支援措置申出書の写しが転送されていることから、明らかである。したがって、本件処分は事務処理要領に則り行われたものとして、違法又は不当な点は認められない。

- (4) 本件処分は不利益処分であり、審査請求人に行政手続法の規定に基づく告知・聴聞の機会が与えられておらず、憲法第31条に照らして極めて問題が大きいと審査請求人は主張するが、審理員意見書にあるとおり、法第32条の規定により、本件処分には行政手続法第2章及び第3章の規定は適用しないこととされているため、本件処分に係る手続に不備があったとはいえない。また、審査請求について、審理員による審理手続及び当審査会の審議手続において意見陳述の機会を与えており、その手続は行政不服審査法の規定に基づき、適正に行われたものと認められる。よって、憲法第31条の適正手続の条項に反するものとは言えない。

- (5) 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

南あわじ市行政不服審査会

会長 道上 明

委員 橋本 勝子

委員 木戸 秀行

委員 松本 裕昭

委員 谷口 直美